

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	明治20年10月17日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	横浜市	職員数※（H19. 4. 1現在）	2,036
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	80円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	202,403
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	0
不良債務（百万円）	0	財政力指数※	0.95（H18）
資金不足比率（％）	資金不足額なし	実質公債費比率※（％）	26.2（H19）
		経常収支比率※（％）	91.4（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	横浜市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～23年度
計画策定責任者	横浜市水道事業管理者 水道局長 大谷幸二郎
既存計画との関係	横浜市水道事業中期経営計画（平成18年度～22年度）
公表の方法等	ホームページへの掲載、常任委員会等で報告
基本方針	横浜市では、今後の20年間で展望した市政の基本方針となる「横浜市基本構想」と、これを着実に具体化していくための5か年（平成18年度～22年度）の実施計画である中期計画を既に策定しています。 水道事業においては、今後、給水人口は微増となるものの、水道料金収入は横ばい傾向になると見込まれている中、老朽化に伴う水道施設の大量更新を行う必要があることから、水道事業の基本となる施策目標及び取り組むべき施策事業を示し、事業経営の指針・目標とします。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	0	0	7,145	7,145
	補償金免除額	0	0	1,243	1,243
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	0	0	2,003	2,003

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度末残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	3,437,028	4,159,679	7,617,297	15,214,004
合 計 (A)		3,437,028	4,159,679	7,617,297	15,214,004
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 （ 再 掲 ）	上水道事業債	727,687	1,999,744	472,157	3,199,588
合 計 (B)		727,687	1,999,744	472,157	3,199,588
公営企業で負担するもの (A)-(B)		2,709,341	2,159,935	7,145,140	12,014,416

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成21年度末残高）	年利7%以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 （ 再 掲 ）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成20年度9月期残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度9月期残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	4,155,110	5,804,679	2,002,782	11,962,571
合 計 (A)		4,155,110	5,804,679	2,002,782	11,962,571
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 （ 再 掲 ）					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		4,155,110	5,804,679	2,002,782	11,962,571

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市水道事業財政は、水需要の低迷から水道料金収入が、近年減少から横ばいで推移していますが、「水道経営改革プラン（H14～H18）」に基づき、経営効率化に取り組んだ結果、長年課題であった繰越欠損金を平成16年度末に解消し、その後の財政状況は良好に推移しています。</p> <p>将来に目を移しますと、今後は老朽化した水道管の更新や浄水場の再構築を行うために多額の資金が必要となります。借入金を多くすると、少子化が進む将来世代に過重な負担となることから、引き続き、経営改革によって、財政の健全性を強化しながら企業債への依存を減らしていく必要があります。</p> <p>このため、現在の料金水準を維持しながら、経営改革の継続により得た利益などの内部資金を、老朽化した施設の更新、耐震化や最新浄水技術の導入などに積極的に活用していくことが課題となっています。【参考：別表1】</p>
経営課題	<p>課 題 ① 経営改革の推進</p> <p>本市水道事業では、非「成長・拡大」の時代を迎え、料金収入が伸び悩む中、安全な水の安定給水に多額の財政需要が見込まれることから、経営改革を進め、財政基盤の強化を図ることが必要となっています。</p> <p>このため、平成18年度を目標年次とする「水道経営改革プラン」により、簡素で効率的な組織を目指し、業務の民間委託化や職員定数の削減を進めるなど経営の効率化を推進してきました。</p> <p>今後も引き続き、スリムで効率的な業務の執行体制を目指して委託化の推進、業務見直し、定数削減など経営改革に取り組む必要があります。【参考：別表2】</p> <p>課 題 ② お客さまニーズの多様化</p> <p>近年、お客さまの水道に関するニーズは、水道水の安全性やおいしさへの関心が高まるなど、多様化し、質的向上を求めるようになってきました。</p> <p>平成18年の水道に関する市民意識調査においても、水道局が今後力を入れてほしいこととして、安全な水の供給、水源水質の保全、おいしい水の供給、災害に強い水道など様々なニーズが寄せられています。</p> <p>水道施設の更新の際には、こうしたニーズに応えて、最新の浄水技術の導入を図り、より安全でおいしい水の提供に努めることが求められています。</p> <p>また、お客さまの多様化したニーズを常に把握しながら水道事業を経営していく必要があります。【参考：別表3】</p> <p>課 題 ③ 老朽化に伴う水道施設の大量更新</p> <p>横浜市の浄水場などの基幹的施設は、その大部分が人口の急増に伴う水道施設の拡張期に建設したものが多く、明治・大正期から使っているものもあり、これらの施設は老朽化が進み、抜本的な更新時期を迎えています。</p> <p>また、横浜市の送・配水管の布設延長は約9,000kmにおよび、それらが順次、大量に更新時期を迎えようとしており、大規模地震に備えて、耐震性の向上も求められています。</p> <p>今後、水道施設の拡張期に布設した大量の管が更新時期を迎えることから、老朽管対策の強化が必要となっています。【参考：別表4】</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

別表 1

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
経常収支比率	101.4	100.1	100.3	100.6	101.7	103.6	104.7	109.4	108.9	110.6
職員一人当たり 給水収益 (千円/人)	30,802	31,034	31,080	31,091	34,295	34,663	34,906	36,782	38,389	40,048
給水収益に対する 企業債残高(倍)	2.93	3.03	3.05	3.09	2.87	2.88	2.91	2.83	2.82	2.80

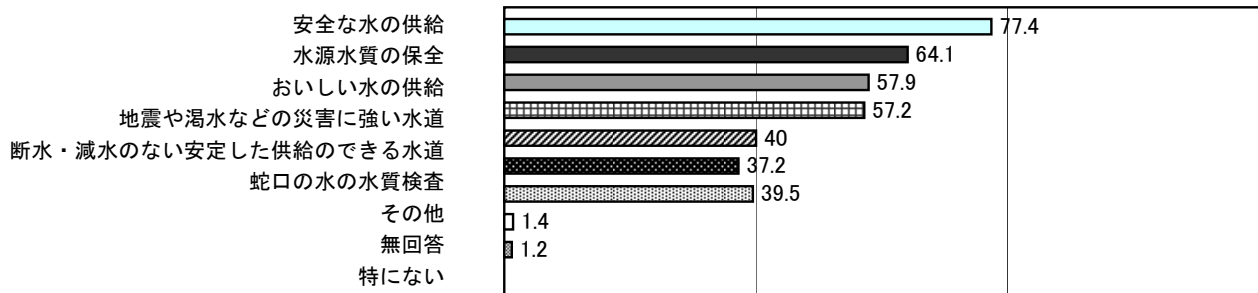
別表 2

	横浜市	東京都	大阪市	名古屋市	札幌市	神戸市	川崎市	仙台市
職員一人当たり 給水収益 (千円/人)	38,389	73,744	34,916	35,365	61,137	43,773	34,099	55,901

※「平成17年度公表された業務指標(PI)試算値一覧表」の給水人口100万人以上を抜粋。(日本水道協会ホームページより)

別表 3

水道局に今後力を入れてほしいこと(複数回答可)



※水道に関する市民意識調査(平成18年 横浜市水道局実施より)

別表 4

	横浜市	東京都	大阪市	名古屋市	札幌市	神戸市	川崎市	仙台市
管路の耐震化率 (%)	10.4	20.2	13.2	25.3	13.0	28.3	13.1	20.7
経年化管路率 (%)	5.7	1.3	19.9	4.8	0.2	5.9	10.2	1.1

※「平成17年度公表された業務指標(PI)試算値一覧表」の給水人口100万人以上を抜粋。(日本水道協会ホームページより)

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率★	(%)	88.6	87.1	91.9	91.9	94.0	89.3	91.9	92.1	92.8	92.6	
総収支比率(法適用)	(%)	103.7	105.0	109.7	110.2	111.7	104.6	107.0	106.6	107.2	107.1	
経常収支比率(法適用)	(%)	103.6	104.7	109.4	108.9	110.6	104.6	107.0	106.6	107.2	107.1	
営業収支比率(法適用)	(%)	110.1	108.2	113.6	112.9	113.9	107.3	109.3	109.1	109.9	109.9	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	5.2	0.1									
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	2.8	2.9	3.0	3.0	3.0	2.6	2.4	2.0	1.9	1.9
	うち基準内繰入金	(%)	1.6	1.4	1.4	1.4	1.4	1.2	1.4	1.3	1.2	1.2
	うち基準外繰入金	(%)	1.2	1.5	1.6	1.6	1.6	1.4	1.0	0.7	0.7	0.7
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	1.2	1.5	1.5	1.6	1.5	1.3	1.0	0.7	0.7	0.7
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	12.8	13.1	11.3	10.0	8.2	8.3	6.2	5.9	5.2	5.2
	うち基準内繰入金	(%)	12.5	12.7	11.3	10.0	8.2	8.3	6.2	5.9	5.2	5.2
	うち基準外繰入金	(%)	0.3	0.4								
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

★「給水原価」について、経常費用から、さらに下水道使用料徴収委託繰入金などを控除して算出しこれにより計算した料金回収率は、97.5%(平成19年度予算)

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	今後、給水人口は微増となるものの、少子高齢化の進展やライフスタイルの変化、節水型水使用機器の普及などを背景として、少量使用者が増加するなど水需要構造が変化しており、横ばいもしくは微減傾向になると見込んでいます。
2 他会計繰入金の見込み	主なものは、消火栓維持管理費繰入金と、神奈川県内広域水道企業団に対する出資金です。 消火栓維持管理費繰入金は、消火栓の基数について大幅な増減はないと見込まれることから、横ばいで推移するものと見込みました。 神奈川県内広域水道企業団に対する出資金は、企業団の企業債元利償還計画等により、毎年度減少するものと見込みました。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	拡張事業等の大規模投資は予定していませんが、今後、高度経済成長期に建設した浄水場や配水管などの更新・改良時期を迎えようとしており、この老朽化した施設の更新・改良に多額の資金が必要となります。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	上記3のように支出の増要因が見込まれますが、経営の効率化により利益を生み出しながらこれを施設の更新・改良に充当するとともに、企業債残高の削減を図り、財政の基盤を強化していきます。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>進捗状況：平成18年度の職員数は2,084人で19年度は2,033人なので51人の純減となります。「集中改革プラン」の計画どおり、順調に進捗しています。</p> <p>達成見込：当初計画どおり平成22年度で約1,720人とします。【Ⅱ課題①】</p> <p>職員が前向きに職務に取り組み、その努力が報われるように、職務や職責に応じた給与水準に見直すとともに、昇給に人事考課の結果を反映させる仕組みを導入します。平成19年度は以下の取組みを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の級構成の見直し(10級制→8級制、責任職は5級構成とし部次長を廃止、一般職員は3級構成とし、主任を廃止) ・給料水準を最大7%引き下げ、地域手当を段階的に改定(若年層の引き下げ幅を抑制し、高齢層の引き下げを強めることにより年功的な昇給カーブをフラット化) ・勤務実績に基づく昇給制度の導入 ・昇給時期を4月に一本化 <p>なお、平成18年度末をもって、特殊勤務手当(交替勤務手当、徴収手当、休日等緊急対策手当、特別業務手当)を全廃しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19年12月から全職員について給料をマイナス改定します。 ・20年を目途に更なる給与水準の見直しを検討中です。 <p>(特別昇給については、平成17年1月1日に廃止しました。支給月数についても、平成17年4月から国準拠の59.28月となっています。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険組合、職員厚生会の事業主負担割合は平成18年度に1:1としたところです。
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>老朽化した水道施設の更新においては、管路更新では今後の需要予測にあわせて管口径を縮小するなど、適宜施設のダウンサイジングを図るとともに、浄水場の再構築では水質・水圧の面で有利な自然流下系の浄水場を優先的に使うとともに、施設の効率化を図るため浄水場の統廃合を進めていきます。</p> <p>職員の定数管理においては、事業運営の総点検を行い、組織・機構の簡素化や民間活力を活かす委託化など、直営部分の多い経営体制からの転換をさらに進め、民間に負けないスリムで効率的な執行体制を構築し、現在、17年度の職員定数を10年後の27年度にはその約3分の1を削減する計画を推進しております。</p> <p>また、企業団受水費については、受水費負担の軽減を求めて他の構成団体と共に、企業団へ経営改善を申し入れてきたことを受け、企業団が経営改善を実施し財政収支の好転が見込まれたことから、2か年限定(平成18・19年度)の受水費減額措置が行われていますが、20年度以降も当該措置が引き続き見込まれるため、これを織り込んでいます。【Ⅱ課題①、③】</p> <p>業務の見直しの実施にあたり、徹底した業務改善を進め効率性の向上を図るとともに、修繕業務、料金整理業務、工事設計業務などについては、外部委託化の拡大を図ります。また、川井浄水場の更新にあたり、施工や管理に関して、PFI等の民間的手法を取り入れた膜ろ過方式の導入を検討します。【Ⅱ課題①、③】</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>横浜市では、13年4月に平均改定率12.1%の水道料金改定を実施し、家事用1か月20m³当たりでは2,578円となっております。これは、給水人口100万人以上の水道事業体の平均に比べて、約99%（平均料金2,604.4円）ですので、料金水準は適正なレベルであります。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>横浜水道の概ね20年後の将来像と今後10年間の主要施策をまとめた「横浜水道長期ビジョン・10か年プラン」を18年7月に策定・公表し、さらに最初の5か年の具体的な実施計画となる「横浜市水道事業中期経営計画」を18年12月に策定・公表しています。この中期経営計画には、計画期間中に取り組む組織・機構の簡素化、職員定数の削減等の経営効率化策を記載しています。この計画に定めた施策・事業及び経営効率化策の進行管理は、年度当初に水道局の運営方針として公表し、年度の中間振り返り・年度末の振り返りを通じて進捗管理を行い、水道局ホームページにて公表しています。財務情報の公開では、毎年度の予算、決算情報について議会の議決・認定後、横浜市水道事業概要及び水道局ホームページにて公表しています。また、決算の速報値については、翌年度7月頃に記者発表を行い、水道局ホームページに公表しています。その他経営情報として水道施設、水道局の主要事業、水道料金、災害対策、水質改善対策、水道事業ガイドラインに基づく業務指標、各種サービス等について、横浜市水道事業概要及び水道局ホームページで公表しております。</p> <p>横浜市では、行政評価の取組として、全職場における全職員の参加による「民間度チェック」を15年度から実施しています。これは、単に民営化、委託化できる事業を洗い出すものではなく、民間の優れたコスト意識や迅速化、顧客本位の考え方を取り入れることを目指しております。18年度からは、評価の客観性や改革・改善の実効性を一層高めるため、監査委員による行政監査の中に、「民間度チェック」を組み込んだ新たな「横浜型行政評価システム」を導入しました。また、公共事業における効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的として、市が実施する公共事業に関し、事業着手前から完了後までの各段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表する公共事業評価制度を設けています。</p>
<p>5 その他</p>	<p>お客さま満足の上昇を経営の基本に据え、お客さまの声を経営に反映させながらサービス向上を図るために、「お客さま満足経営推進本部」を19年4月に設置しました。お客さまのニーズが多様化・高度化する中で、水に関連した新たなサービスを展開することにより、相乗効果に繋げ、お客さまの満足度の向上と水道の利用促進を図ります。新しい事業展開として、ペットボトル水「はまっ子どうし」の販売拡大、民間事業者と協働で菊名ウォータープラザ内のショールームで水まわり周辺商品の展示などを実施していきます。また、環境関連施策として、小水力発電設備や光触媒散水システムを導入し、エネルギーを効率的に利用する一方、揚水性舗装や屋上緑化などの植樹による緑被率の向上などに取り組み、ヒートアイランド対策にも努め、環境への取り組みについて、環境報告書に取りまとめて公表しています。【Ⅱ課題②】</p>

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成14年度から18年度で368人の職員定数の削減を行ってきましたが、今後も、簡素で効率的な執行体制の構築を進めるとともに、必要かつ最小限の人員の補充を確保しながら、職員定数を平成22年度までに約1,720人(17年度に比べ、約440人、約20%削減)としていきます。【Ⅱ課題①】【Ⅳ施策1、2】
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	経営効率化に取り組んだ結果、繰越欠損金を平成16年度末に解消しました。今後も、現在の料金水準を維持しながら、組織・機構の簡素化や民間活力を生かす委託化など経営の効率化を進め、経営改革の継続により得た利益など自己資金を確保し、可能な限り今後の事業費に投入することにより、企業債発行の抑制を図り、健全な財政状況を維持していきます。【Ⅱ課題①】【Ⅳ施策1、2】
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	災害用地下給水タンクに係る一般会計補助金は、行政の災害対策の一環として繰入れてきたものですが、計画基数の設置が終了したことから、平成20年度をもって繰入れはなくなります。 また、水道料金の減免に対する繰入金金は、行政の福祉施策の一環として繰入れてきたものですが、受益者負担の適正化の観点から、平成17年度より段階的に見直し・廃止しております。
4 その他	老朽化した管路の更新においては、今後の需要予測にあわせて管口径を縮小するなど、適宜施設のダウンサイジングを図ります。また、川井浄水場の更新にあたり、施工や管理に関してPFIの導入を検討し、事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指します。 また、未利用地の売却等を推進し、収入を確保します。【Ⅱ課題①、③】【Ⅳ施策2】

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

- 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
- 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
- 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
- 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
- 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
- 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
- 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
- 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
- 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
- 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課 題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実 績	平成19年度 (計画初年度) (予 算)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
4	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)	327	275	273	1,038	428	2,341	109	151	440	117		817
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	21,186	20,337	19,120	18,403	17,281		17,435	16,855	16,166	15,268	15,268	
	改善額	841	1,690	2,907	3,624	4,746	13,808	-154	426	1,115	2,013	2,013	5,413
	給与水準	11,041	10,655	10,088	9,858	9,389		9,638	9,420	9,039	8,543	8,543	
	改善額	102	488	1,055	1,285	1,754	4,684	-249	-31	350	846	846	1,762
	その他()	10,145	9,682	9,032	8,545	7,892		7,797	7,435	7,127	6,725	6,725	
	改善額	739	1,202	1,852	2,339	2,992	9,124	95	457	765	1,167	1,167	3,651
	職員給与費(退職手当)	3,193	3,707	3,132	3,593	3,184		2,683	2,683	2,683	2,684	2,684	
1	職員数(人)	2,385	2,324	2,243	2,159	2,084		2,033	1,925	1,837	1,721	1,721	
	増減数(人)	△67	△61	△81	△84	△75	△368	△51	△108	△88	△116	0	△363
2	維持管理費等	2,701	2,552	2,627	3,033	3,754		4,137	4,478	4,487	4,494	4,508	
	改善額(適正化)	-54	95	20	-386	-1,107	-1,432	-383	-724	-733	-740	-754	-3,334
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他(業務見直し等)												
	改善額												
	累積欠損金比率	5.2	0.1										
	増 減	-3.8	-5.1										
	企業債現在高	214,948	212,368	207,761	205,019	202,403		200,900	200,650	199,471	199,441	199,481	
	増 減	-952	-2,590	-4,607	-2,742	-2,616		-1,503	-250	-1,179	-30	40	
	計画前5年間改善額 合計						14,717				改善額 合計		2,896
	(参考) 補償金免除額												1,243

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	3,531	3,562	3,586	3,614	3,635	3,658	3,684	3,708	3,729	3,729
年間総有収水量(千m ³)	406,624	402,646	406,016	404,966	403,665	404,064	402,596	402,231	401,866	401,866
公称施設能力(m ³ /日)	1,820,000	1,820,000	1,820,000	1,820,000	1,820,000	1,820,000	1,820,000	1,820,000	1,820,000	1,820,000
1日最大配水量(m ³ /日)	1,428,000	1,358,200	1,383,000	1,372,000	1,312,000	1,517,000	1,531,000	1,530,000	1,528,000	1,528,000
最大稼働率(%)	78.5%	74.6%	76.0%	75.4%	72.1%	83.4%	84.1%	84.1%	84.0%	84.0%
供給単価(円/m ³)	183.5	181.4	180.9	179.6	179.0	178.5	178.2	177.9	177.7	177.7
給水原価(円/m ³)	207.1	208.3	196.8	195.5	190.4	199.9	193.9	193.2	191.5	192.0

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

なし
